

議案参考資料

[令和5年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当
資産税担当
諸税担当

議案名

議案第35号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税、固定資産税及び軽自動車税について所要の改正を行おうとするものです。

概要

桐生市市税条例の主な改正内容は、次のとおりです。

1 森林環境税(国税)の賦課徴収の方法等の規定の整備

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が開始され、その賦課徴収は法定受託事務として市町村が行います。森林環境税は市民税と併せて賦課徴収されますが、当該事務を行うに当たっての規定を整備します。

(施行期日：令和6年1月1日)

2 固定資産税の課税標準特例措置に係る特例率の設定

長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施したマンションについて、工事完了の翌年度分の建物に係る固定資産税を3分の1減額します。

※ 本件については、専決処分(5月臨時会で報告)にて「減額措置を受けるための手続に係る規定の追加」を行い、今回「減額割合」を規定するものです。

(施行期日：公布の日)

3 特定小型原動機付自転車についての課税上の取扱い

道路交通法の一部を改正する法律等において、現行の原動機付自転車から新たに「特定小型原動機付自転車」(電動キックボード等)が定義されました。当該車両の軽自動車税種別割の税率を2,000円とし、令和6年度課税から適用します。

(施行期日：令和5年7月1日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布されました。一部は、同年4月1日から施行され(専決処分により条例改正済)、今後、順次施行されるものです。